第７節　警戒区域の設定

噴火災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるときは、樽前山周辺の本市の行政区域内に災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

第１　設定権者

警戒区域の設定は、市長又は委任を受けた吏員が行う。ただし、市長若しくは委任を受けた吏員が現場にいないとき、又は市長若しくは委任を受けた吏員から要求があったときは、警察官が警戒区域を設定し、警察官がその場にいない場合に限り自衛官が警戒区域を設定することができる。

第２　設定区域

警戒区域の範囲は、中央火口丘火口から半径７㎞の範囲（千歳市モラップの一部及び支寒内）とする。ただし、災害の規模その他に応じ、設定区域の範囲を拡大又は縮小する。

第３　設定通知

市長は、警戒区域を設定したとき、又は警察官若しくは自衛官から警戒区域を設定した旨の通知を受けたときは、防災関係機関、隣接市町及びその他必要と認められる公私の団体に通知する。

第４　設定表示及び警戒態勢

市長は、警戒区域を設定し、又は警察官若しくは自衛官から警戒区域設定の通知を受けたときは、速やかに看板その他の物件により表示するとともに、災害対策本部員、警察官及び自衛官をして警戒し、住民等の保護を図る。

第５　設定区域への立入り許可

災害応急対策に従事する者その他市長が特に必要と認めるものが、警戒区域に立ち入る場合は、市長が発行する警戒区域の立入り許可書の交付を受け、当該警戒区域の現場において警戒にあたる職員、警察官又は自衛官に提示をしなければならない。

第６　設定解除

市長は、災害が発生する恐れが解消したと認められる場合で、人の生命又は身体に危険を及ぼす恐れがないと認められるときは、警戒区域の設定を解除する。

この場合における通知は、設定通知に準ずる。